

税

問合先 税務課

事業主のみなさんへ 給与支払報告書の 提出及び償却資産の 申告は1月31日まで

給与支払報告書の提出

地方税法第317条の6の規定により、事業主は従業員の住所地の市役所・町村役場へ給与支払報告書を提出することが義務づけられています。この報告書の用紙は、税務署の法定調査などに同封して、昨年11月上旬に事業主に送付していますので、総括表とあわせて、1月末までに必ず提出してください。また、個人番号・法人番号の記載が必要になりますのでご注意ください。

償却資産の申告

市内に事業用の償却資産を所有している人(法人または個人)は、毎年1月末までに該当する資産を申告することになります。令和4年1月2日以降に資産の入れ替えや開業、廃業、個人から法人への資産の異動などがあった場合は、特にご注意

ください。
また本市では、固定資産税(償却資産)の实地調査を行います。申告書提出の際は、申告内容の点検を今一度お願いいたします。

個人住民税は特別徴収で納めましょう!

地方税法第321条の5の規定により、事業主は原則として、すべての従業員の市・府民税(個人住民税)を給与から差し引いて納入(特別徴収)することが義務づけられています。事業主のみなさんは法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

※給与支払報告書の提出および償却資産の申告は、電子申告(ELTAX「エルタックス」ホームページ <https://www.elta.go.jp/>)でも提出できますのでご利用ください。



▶エルタックス
ホームページQRコード

令和5年度 市・府民税(個人住民税)の主な改正点

【住宅ローン控除の延長及び見直し】

- 住宅借入金等特別税額控除の適用期限が4年延長(令和7年12月31日までに入居した人が対象)されました。
- 適用対象者の所得要件が合計所得2,000万円以下(改正前:3,000万円以下)に引き下げられました。
- 消費税率の引上げに伴う需要平準化対策が終了したため、控除限度額が前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)に引き下げられました。

個人住民税の住宅ローン控除限度額表

入居した年月	平成21年1月～平成26年3月	平成26年4月～ 令和3年12月(*1)	令和4年1月～ 令和7年12月(*2)
控除限度額	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)

(*1) …住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限ります。それ以外の場合は、平成21年1月～平成26年3月に入居した場合(所得税の課税総所得金額等×5%(最高97,500円))と同じです。

(*2) …令和4年中に入居した人のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定の期間内(新築の場合は令和2年10月～令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月～令和3年11月)に住宅の取得等に係る契約を行った場合は、平成26年4月～令和3年12月に入居し(*1)の条件を満たす場合の控除限度額(所得税の課税総所得金額等×7%(最高136,500円))と同じです。

控除期間

認定住宅または一定の省エネ基準を満たす新築住宅に令和4年～7年に入居した場合の控除期間は13年間となります。その他の新築住宅については、令和4年～5年に入居した場合は13年間、令和6年～7年に入居した場合は10年間となります。また、既存住宅の取得または住宅の増改築等に令和4年～7年に入居した場合の控除期間は、10年間となります。

【民法の成年年齢の引き下げ(18歳または19歳の人)】

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、住民税の非課税判定において未成年にあたらないこととなりました。

【セルフメディケーション税制の見直し】

対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限が令和8年12月31日まで延長されました。



税務署からのお知らせ

問合せ 泉佐野税務署
☎462・3471

■確定申告書は、自宅からスマートフォンホヤパソコンで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます。マイナンバーカードを使用してマイナンバーと連携すれば、医療費やふるさと納税などの情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダーをお持ちの人は作成した申告書を「PDF」を利用して提出できます。



▶「マイナンバーTax 確定申告書等作成コーナー」QRコード



▶「マイナンバー連携で確定申告書に自動入力」QRコード

■令和4年分確定申告

泉佐野税務署の確定申告会場では新型コロナウイルス感染症の感染予防策を実施するため、申告書の作成や提出に時間がかかる場合があります。申告書は国税庁ホームページで作成し、PDFを送信していただくか、郵送による提出をご利用ください。

【確定申告会場の開設期間および相談受付時間】

日時 2月16日(木)～3月15日(水) (閉庁日除く)

※相談受付は午後4時まで

注意事項

●確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。入場整理券は、当日に会場で配布するほか、「LINE」を利用したオンラインによる事前発行を行っています。入場整理券が予定枚数に達した場合は、早期に相談受付を終了します。

●税務署の駐車場は台数に限りがあります。特に確定申告期間中は大変混み合い、長時間の入庫待ちが発生します。お越しになる際には、電車・バスなどの公共の交通機関を利用してください。

●会場内の密回避のため、会場に待合を設けていません。庁舎外で長時間お待ちいただく場合があります。

●感染状況により、開設期間などを変更する場合があります。事前に国税庁ホームページを確認してください。

■給与所得者や年金受給者のための申告会場

開催日 2月2日(木)～10日(金)

※土・日曜日除く

相談時間 午前10時～午後3時

相談場所 イオンモールりんくう泉南2階イオンホール

整理券配付場所・時間 1階セントラルコート・午前9時30分～10時(先着順)

※申告書の作成・相談を希望する人は「1階セントラルコート正面入口」から順に並んでください。

注意事項

●当会場では相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得

などの相談は行っていません。

- 入場整理券が予定枚数に達し次第、相談受付を終了します。
- 申告書などの提出のみの人は郵送での提出または「PDF」による送信をお願いします。
- 感染状況により、会場開設を中止する場合や時間など変更する場合があります。

※詳しくは問い合わせてください。

申告相談会

2月4日(出)・5日(日)の2日間でイオンモールりんくう泉南2階イオンホールで近畿税理士会 泉佐野支部による申告相談(要事前予約)を開催します。

給与所得者や年金受給者の人だけでなく、事業所得や譲渡所得がある人、消費税のインボイス制度に関する質問のある人、資産の贈与を受けた人も相談できますが、申告書・申請書の提出はできません。

申込・問合せ 1月16日(月)～31日(火)の平日 午前10時～午後3時に電話またはeメール (sanoshibu@poem.ocn.ne.jp) で近畿税理士会 泉佐野支部事務局 (☎468-8068) へ
※ホームページ (http://www.san-o-kinzei.jp) から申込できます。

